

平成 31 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 3 号

平成 31 年 3 月 22 日(金曜日)

開 会 14 時 00 分 ～ 閉 会 15 時 44 分

議事日程

開会 平成31年 3 月 22 日 (金) 14時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町課設置条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 2 号 阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 3 号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5 号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 6 号 阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例

- 日程第 9 議案第 8 号 阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 阿武町森林環境管理基金条例
- 日程第 11 議案第 10 号 阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 11 号 阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 12 号 萩市と阿武町との定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 14 議案第 13 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第 15 議案第 14 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 議案第 15 号 平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 18 議案第 16 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 18 議案第 17 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)

- 日程第 19 議案第 18 号 平成 30 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第 1 回)
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
4 回)
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第
1 回)
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予
算(第 1 回)について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 31 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 31 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 31 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計予算
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 31 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 平成 31 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 平成 31 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 平成 31 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 平成 31 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番 副議長	中 野 祥 太 郎
2 番	伊 藤 敬 久
3 番	市 原 旭
4 番	池 田 倫 拓
5 番	小 田 高 正
6 番	田 中 敏 雄
7 番	清 水 教 昭
8 番 議 長	末 若 憲 二

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 15時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは。ご着席ください。

議員の皆様には、平成31年第 1 回阿武町議会定例会最終日のご出席、ご苦労さまです。本日の出席議員は、8人全員です。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 市原旭君、4番 池田倫拓君を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第16 諮問第1号まで

○議長 日程第 2、議案第 1 号から日程第16、諮問第 1 号までの15件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案15件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(清水教昭) それでは、3月15日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第14号の14件と、諮問第 1 号の 1 件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を報告致します。

まず、議案第 1 号、阿武町課設置条例等の一部を改正する条例の審議に入りました。特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号、阿武町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについての審議に入りました。特に質疑もなく、原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 4 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 5 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 6 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例、議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例の審議に入りました。特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第 9 号、阿武町森林環境管理基金条例の審議に入りました。特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 10 号、阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての審議に入りました。特に質疑もなく、原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号、阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例、議案第 12 号、萩市と阿武町との定住自立圏形成協定の変更について、議案第 13 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、議案第 14 号、山口県市町総合事務組合の財

産処分についての審議に入りました。特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての審議に入りました。特に質疑もなく、原案のとおり同意すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 14 号の 14 件と、諮問第 1 号の 1 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第 1 号から諮問第 1 号までを一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は、議案 14 件と諮問 1 件について一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。これより採決を行います。採決は、1 議案ごとお諮りします。

まず、議案第 1 号、阿武町課設置条例等の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案

同意です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり同意されました。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 4 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 5 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 8 号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 9 号、阿武町森林環境管理基金条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 10 号、阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案同意です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり同意されました。

○議長 次に、議案第 11 号、阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 12 号、萩市と阿武町との定住自立圏形成協定の変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 13 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 14 号、山口県市町総合事務組合の財産処分についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり

決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案同意です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号は、委員長報告のとおり同意されました。

日程第 17 議案第 15 号から日程第 23 議案第 21 号まで

○議長 日程第 17、議案第 15 号から日程第 23、議案第 21 号までの 7 件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案 7 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第 15 号から議案第 21 号までの 7 件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第 15 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)の審議に入りました。まず、歳出の方から審議をいたしました。

歳出については、質疑もなく、歳出は原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、歳入の審議に入りました。歳入については、質疑もなく、歳入は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ほかに質疑もなく、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

次に、議案第 16 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 4 回)、議案第 17 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)、議案第 18 号、平成 30 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)、議案第 19 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)、議案第 20 号、平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)、議案第 21 号、平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。

特に、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 15 号から議案第 21 号の 7 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、議案第 15 号から議案第 21 号までの 7 件について、一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認め、これより討論に入ります。討論は、議案 7 件について、一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は、「挙手」により一括して行います。

○議長 お諮りします。議案第 15 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)から、議案第 21 号、平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)までの 7 件について、委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」 全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 15 号から議案第 21 号までの 7 件については、委員長報告のとおり可決されました。

○日程第 24 議案第 22 号から日程第 31 議案第 29 号まで

○議長 日程第 24、議案第 22 号から日程第 31、議案第 29 号までの 8 件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、引き続きまして、議案第 22 号から議案第 29 号までの 8 件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第 22 号、平成 31 年度阿武町一般会計予算の審議に入りました。まず、歳出の方から審議をいたしました。

2 款、総務費、防犯カメラ設置工事、防犯カメラの設置施設と台数についてお聞かせください。の質疑がありました。

これに対し、役場本庁舎の 1 階に 4 台、2 階に 1 台を設置、道の駅物産直売所に 10 台、暮らし支援センター shiBano に 2 台の計 17 台を、施設内に設置します。との答弁がありました。

2 款、総務費、地域おこし協力隊報酬、集落支援員報酬、阿武町内で活躍している地域おこし協力隊と集落支援員の人数、そして、活動時期、活動内容についてお聞きします。との質疑がありました。

これに対し、現在、阿武町内で活躍している地域おこし協力隊は 4 人、集落支援員は 2 人です。まず、地域おこし協力隊です。1 人目は、性別と年代は、男性で 20 代です。活動時期は、平成 29 年 2 月から、活動分野は定住促進です。

活動内容と展開は、新たな活用のしくみづくりやふるさとワーキングホリデーやアテンド業務を担当しながら、阿武町を認知してもらえるしくみづくりをしています。2 人目は、性別と年代は、女性で 20 代です。活動時期は、平成 30 年 11 月から、活動分野は、まちづくり、しごと創出です。活動内容と展開は、魚価の向上、販路改革、阿武町独自の海産加工品の開発、そして、阿武町暮らしを体験してもらえる滞在場所づくりを行います。3 人目は、性別と年代は、女性で 30 代です。活動時期は、平成 31 年 1 月から、活動分野は、まちづくり、しごと創出です。活動内容と展開は、阿武町の魅力を外の人に知ってもらえるイベントの企画、観光だけでなく、阿武町に住みたいと思える人を増やしていきます。4 人目は、性別と年代は、男性で 30 代です。活動時期は、平成 31 年 1 月から、活動分野は、まちづくり、しごと創出です。活動内容と展開は、道の駅に来る観光客を中心に、阿武町の豊かな暮らしの体験や、出会いを提供し、より長く滞在してもらえるしくみをつくります。次は、集落支援員です。1 人目は、性別と年代は、男性で 20 代です。活動時期は、平成 28 年 4 月から、活動分野は、農林水産業です。活動内容と展開は、無角和種振興公社の角がない牛を飼っている組織で、牛の世話や繁殖管理等に携わっています。また、地域のイベント等にも積極的に参加していきます。2 人目は、性別と年代は、男性で 40 代です。活動時期は、平成 29 年 4 月から、活動分野は、農林水産業です。活動内容と展開は、農業に携わっていき、先輩方にご指導いただきながら学んでいきます。木与地区で栽培をしていない農作物に挑戦をします。全員で 6 人の方々が、阿武町内で活動しています。との答弁がありました。

2 款、総務費、選ばれるまちづくり推進事業、新たなしごと創出事業、まちの縁側事業の委託料、そこで、推進事業、創出事業、縁側事業の事業内容についてお尋ねします。の質疑がありました。

これに対し、大きく一つ、選ばれるまちづくり推進事業の事業内容では、そ

の 1、阿武町版総合戦略「選ばれるまちをつくる」のアドバイザー。これは、住まい、仕事、人との繋がりの方策に関するアドバイザー。①空き家ノートプロジェクト、家の未来帖を活用した空き家相談、空き家セミナーの実施。②思い出不動産プロジェクト、空き家、空き店舗を取材し思い出を記録。③ 1 / 4 ワークスプロジェクト、求人情報の管理と募集イベントの開催などがあります。その 2、総合計画 2020 から 2024 年度のアドバイザー。これは、阿武町版総合戦略 2020 から 2024 年度と一体となった総合計画の策定のサポート。①町民などへのアンケート、②ヒアリングなどがあります。大きく二、新たな仕事としごと創出事業の事業内容では、その 1、新たなしごと創出事業のコーディネーター。これは、水産関係を含め予算管理、進捗管理等本事業全般のコーディネーター。その 2、水産業販売力向上のためのアドバイザー。これは、水産物付加価値流通のための技術指導、販路改革等支援、町内循環を促進し、所得向上を図る。①魚の鮮度保持などの技術指導、②テストマーケティング、③港食堂に関するアドバイス、④道の駅スタッフへの販売指導などがあります。大きく 3、まちの縁側事業の事業内容では、その 1、まちの縁側事業企画推進コーディネーター。ここは、まちの縁側事業を総合的にコーディネートし、専門的支援を実施し、各種専門家との関係者調整等事業ジェクションなどの業務を行う。その 2、地域内経済循環の可視化。これは、町内循環率を可視化、各事業の収支による町内循環の向上を目指し、地域内循環施策へと繋ぐ。その 3、滞在拠点の基本計画。①まちの縁側機能として、観光案内や宿泊など滞在性を高める機会の計画、設計を実施。ここは、まちの暮らしに触れる機会を増やし、より阿武町を知ってもらうための施設の配置やデザイン、周景等の基本計画、設計を行う。②各地区の暮らしに触れる体験コンテンツを開発。ここは、まちの縁側機能と、各地区のまちの縁側機能を結ぶネットワーク機能を整備する。これらを、まち・ひと・しごと創生特別事業で推進していきます。との答弁があり

ました。

4 款、衛生費、個別予防接種委託料、平成 30 年度予防接種事業の実績をお聞きします。の質疑がありました。

これに対し、定期接種が 13 種類、任意接種が 4 種類あります。その中で、高齢者のインフルエンザ接種の状況を報告します。対象者数 1,637 人の内、接種件数は 1,201 人で、73.4%の接種率です。内訳で見ますと、65 歳から 74 歳で、自己負担額 1,460 円となっていますが、対象者数 684 人の内、接種件数 404 人で、59.1%の接種率です。75 歳以上は、自己負担額は 0 円となっています。対象者数 953 人の内、接種件数は 797 人で、83.6%の接種率になっています。との答弁がありました。

10 款、教育費、図書、3 地区の各センターにある図書コーナー開設への展開についてお尋ねします。の質疑がありました。

これに対し、平成 29 年度に検討委員会を立ち上げて、阿武町の身の丈にあった図書コーナーを改築する方向性で検討しました。平成 30 年度には、萩市立図書館より、専門的なアドバイスを受けて、検討委員会の関係者と相談をし、限られる予算の中で、実現可能なハード、ソフトを検討してきました。各コーナーの共通な項目として、透明性のある壁、エアコンの単独使用、防犯カメラの設置等を検討してきました。ソフト面では、パソコンを使って、3 地区と連携をし、検索して貸し出しできるようにし、萩の蔵書を検索して貸し出せるように検討してきました。ハードの面は、費用がどれくらいかかるのか、専門業者に平面図を基に、概算の費用を算出してもらいました。予算計上を平成 31 年度に考えていましたが、経済性、効率性、利便性を検討し、更に、ブラッシュアップして、検討委員会のみなさんに、将来に向けた形をどうするのか等の意見をもらった上で、平成 32 年度に、具体的な内容で予算計上し、できるところからやっていきます。との答弁がありました。

以上、歳出の方は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、歳入の審議に入りました。歳入については、質疑もなく、歳入は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

他に質疑もなく、議案 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号、平成 31 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算、議案第 24 号、平成 31 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算、議案第 25 号、平成 31 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 26 号、平成 31 年度阿武町介護保険事業特別会計予算、議案第 27 号、平成 31 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算、議案第 28 号、平成 31 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 29 号、平成 31 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。

特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 22 号から議案第 29 号の 8 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、議案第 22 号から議案第 29 号までの 8 件について、一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認め、これより討論に入ります。討論は、議案 8 件について、一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は「挙手」により、1 議案ごとお諮りします。

○議長 まず、議案第 22 号、平成 31 年度阿武町一般会計予算についてお諮りし

ます。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 23 号、平成 31 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 24 号、平成 31 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 25 号、平成 31 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 26 号、平成 31 年度阿武町介護保険事業特別会計予算についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告

のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 27 号、平成 31 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 28 号、平成 31 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 29 号、平成 31 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで、全員協議会のため、暫時休憩します。

資料を持って、委員会室の方へ移動をお願いします。

(全員協議会は、14 時 55 分から始めます。)

休 憩 14 時 41 分

(この間、全員協議会)

再 開 15 時 33 分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。ここで、閉会に先立ち、ただいまより町長が挨拶を行います。町長。

○町長 平成31年第1回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。まず、最初に議員各位におかれましては、今期議会定例会にご提案申し上げました新年度予算を含む各議案につきまして、慎重審議かつ活発なご審議をいただき、いずれも原案どおりご可決、また、ご同意をいただき、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。さて、桜のつぼみも本当に大きく膨らんで、中にはちらほらと咲き始め、うららかな春本番となつてまいりました。こうした中で、平成31年度は、私が町長に就任して以来、実質3年度目となるわけであります。この2年間、私は、「打てば響く町民のひとりひとりに寄り添うまちづくり」という政治姿勢のもとで、町民のみなさんの輪の中に、できるだけ出ていき、色々な意見交換や交流の場を多く持つように努め、町民あるいは議会から提起された意見、提案等に真摯に耳を傾け、私なりに、スピード感をもって各種事業に取り組んできたつもりであり、それなりに成果も上がってきたのではないかと思っているところであります。こうした中、イージス・アショアの問題であります。問題発生以来、防衛省、町民、議会、そして私町長、それぞれの立場で、色々な議論、あるいは行動がとられてきたところでありますが、中でも、昨年9月20日の議会本会議での、町民からの配備反対の請願を、議員各位におかれましては、全会一致で採択され、そして、それを受けて、私も配備反対を全国に向けて正式表明いたしました。まさに、まちの歴史に残る重大な出来事でありました。その後、今年2月3日には、演習場に近接する福賀地区の方々を中心に、政治イデオロギー等を排除

した、町民だけの純粋な形での「むつみ演習場へのイービス・アショア配備に反対する阿武町民の会」が立ち上げられ、現在、奈古地区、宇田郷地区へも会員の輪を広げる活動が、展開されていると聞いております。私は、この阿武町民の会の設立趣旨や目的と、私の考え方とは同じであると思っておりますので、みなさんの思いが広く町全体に広がり、理解され、奈古地区、宇田郷地区の方の会員が増えることを期待するとともに、私は私なりに、マスコミ等にはしっかりと対応して、それを通じて、私の思い、阿武町の状況を全国に発信し、世論を醸成していくことが、現時点での私の成すべき行為だと思っております。町民、そして、間接民主主義における民意を代表する者として、毅然として決断をされました議員各位と一緒に、自ら下した判断、行動に強い責任感と享受をもって、そして、今まで以上に心を一つにして進むことが重要であり、言い換えれば、まさにこれが阿武町プライドである、と今改めて考える次第であります。間もなく元号も変わろうとしております。新たな時代が到来します。そして、平成31年度は、阿武町基本計画及び阿武町版総合戦略の最終年、仕上げの年であります。また、平成32年度からの新たな基本計画、総合戦略の策定の年でもあります。こうした中、懸念で、懸案であります山陰道木与防災も、現在、用地買収が鋭意進められており、これが完了すれば、夏頃からは、工事用道路の整備工事が始まると聞いておりました。現時点で、順調に事業が推移しておると聞いておるところであります。私は、施政方針の中で、元号が変わる平成31年度を、農林水産業の再生元年にしたいと申し上げてきたところではありますが、ここにきて、今週の初めに朗報がありまして、池井戸潤の「下町ロケット」ではありませんが、かねてから県を通じて国に強く要望しておりました、GPSやICTによるトラクターや田植機、コンバイン等の自動運転、そして、AIを駆使した自動用水管理システム等を行う、いわゆるスマート農業の実証事業が、これは、機械導入費は100%国負担ということになりますけど、

全国で多くの市町村が手を挙げていたところではありますが、このたび、うもれ木の郷が、全国の中山間の 30 カ所の一つに認定されたとの通知があったところでもあります。新たな時代の我が国の農業の方向性をリードする事業として、町としてもしっかりとサポートしていきたいというふうに思っております。今期議会で、議員各位には多くのご質疑、また、建設的なご意見、声援をいただきましたが、私は、これらをしっかりと受け止め、参考にしながら、職員を信じ、一緒になって、そして、町民を巻き込んで、今一層町民のためになる阿武町らしい施策を展開していきたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。最後に、議員各位の今後のご健勝、ご多幸を、心からご祈念申し上げるとともに、みなさんの今後の活躍をお願いしたいということでございます。終わりになりましたが、この今期議会、大変お世話になりました。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長 以上で、町長の挨拶を終わります。閉会に当たり、私の方からも一言、ご挨拶を申し上げます。3月4日から始まりました平成31年第1回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日を以て閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

先ほど可決されました、平成31年度一般会計予算、並びに7つの特別会計予算、総額にして44億3,770万6千円によって、これから1年間、阿武町のまちづくりを進めていくわけですが、各計画に基づき、それぞれの策が図られることと思っておりますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んでいただきたいと思っております。我々議会といたしましては、執行部の予算執行に十分目配りをしていきたいと思っております。単独町政を選択しまして、厳しい財政状況は続くと思われませんが、また、少子高齢化、人口減少、更にはイージス・アショアの問題など、諸問題が山積しております。

しかし、その中で我々は、地方創生をしっかりと成し遂げていかなければなりません。「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町 阿武町」、更には、「選ばれるまち阿武町」を、次の世代に繋ぐためにも、しっかりとまちづくりをしていかななくてはと思うところであります。議員各位におかれまして、しっかりとご尽力を賜りますようお願いいたしますとともに、みなさま方の更なるご活躍とご多幸を祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますが、平成 31 年第 1 回阿武町議会定例会、並びに平成最後の定例会の閉会のご挨拶といたします。

○議長 以上で、3 月 4 日から本日までの 19 日間の全日程を終了しました。これにて、平成 31 年第 1 回阿武町議会定例会を閉会します。
全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 15 時 44 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 市 原 旭

阿武町議会議員 池 田 倫 拓